

接続約款変更届出書

令和6年7月25日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 わ いや れ す し て い ぶ ら ん に ん ぐ か ぶ し き が い し ゃ
Wireless City Planning 株式会社
だ い ひ ゃ う と り し ま り や く し ゃ ち ゃ う け ん しーいーおー つくだ ひでゆき
代表取締役社長 兼 CEO 佃 英幸

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年8月1日
------	----------

(WCP)接続約款新旧対照表

別紙1

新		旧	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	<u>3G 通信サービス</u>	特定事業者の <u>3G 通信サービス契約約款</u> に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は <u>DS-CDMA 方式に限りま</u> <u>す。)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
契約者回線	特定事業者の <u>4G 通信サービス契約約款</u> 及び <u>5G 津信サー</u> <u>ビス契約約款</u> 等に定める契約に基づいて無線基地局設備と 契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通 信回線	契約者回線	特定事業者の <u>3G 通信サービス契約約款</u> 、 <u>4G 通信サー</u> <u>ビス契約約款</u> 及び <u>5G 津信サー</u> <u>ビス契約約款</u> 等に定める契約に 基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置 との間に設定される電気通信回線
(略)	(略)	(略)	(略)
中継交換機	特定事業者の <u>4G 通信サービス</u> 又は <u>5G 通信サービス</u> の中継 交換を行う特定事業者の交換設備であって、当社が指定する もの	中継交換機	特定事業者の <u>3G 通信サービス</u> 、 <u>4G 通信サービス</u> 又は <u>5G</u> <u>通信サービス</u> の中継交換を行う特定事業者の交換設備であ って、当社が指定するもの
直取パケット交換機	特定事業者の <u>4G 通信サービス</u> 又は <u>5G 通信サービス</u> におい て、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定 するもの	直取パケット交換機	特定事業者の <u>3G 通信サービス</u> 、 <u>4G 通信サービス</u> 又は <u>5G</u> <u>通信サービス</u> において、パケット通信を行うための交換設備で あって、当社が指定するもの
(略)	(略)	(略)	(略)
移動無線装置	特定事業者の <u>4G 通信サービス契約約款</u> 及び <u>5G 通信サー</u> <u>ビス契約約款</u> 等に定める契約に基づいて陸上(河川・湖沼及 びわが国の沿岸の海域を含みます。)において使用されるアン テナ設備及び無線送受信装置	移動無線装置	特定事業者の <u>3G 通信サービス契約約款</u> 、 <u>4G 通信サー</u> <u>ビス契約約款</u> 及び <u>5G 通信サー</u> <u>ビス契約約款</u> 等に定める契約に 基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みま す。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>USIM カード</u>	<u>特定事業者の 4G 通信サービス契約約款に規定する 4G チッ</u>		

プ(r)であって、特定事業者が定める仕様により接続申込者に貸与するもの

(相互接続通信の切断等)

第9条 当社は、特定事業者の4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定に準じ、相互接続通信を切断することがあります。

(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)

第10条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、特定事業者の4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、特定事業者の4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
直取パケット接続機能	仮想携帯電話事業者のMVNOサービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、特定事業者の4G特定接続サービス及び5G特定接続サービスによる通信を直取パケット交換機を介して、当社と特定	—

(略)

3Gチップ

(略)

契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。)その他の情報の小型記憶装置であって、特定事業者が定める仕様により接続申込者に貸与するもの

(相互接続通信の切断等)

第9条 当社は、特定事業者の3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定に準じ、相互接続通信を切断することがあります。

(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)

第10条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、特定事業者の3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、特定事業者の3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
直取パケット接続機能	仮想携帯電話事業者のMVNOサービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、特定事業者の <u>3G特定接続サービス</u> 、4G特定接続サービス及び5G特定接続サービスによる通信を直取パケット交換機	—

	事業者が一体的に運用する機能	
5G(NSA 方式)直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、特定事業者の 4G 特定接続サービス及び 5G 特定接続サービスによる通信を、直収パケット交換機を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能	—
(略)	(略)	(略)

附則

(略)

附 則(令和 6 年 7 月 18 日 XKS240717000040001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

	を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能	
5G(NSA 方式)直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、特定事業者の <u>3G 特定接続サービス</u> 、4G 特定接続サービス及び 5G 特定接続サービスによる通信を、直収パケット交換機を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能	—
(略)	(略)	(略)

附則

(略)

(SB)接続約款新旧対照表

別紙2

新	旧																												
<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第3節の3 <u>USIMカード</u>の利用に係る費用の支払義務</p> <p>第67条の3 <u>USIMカード</u>の利用に係る費用の支払義務</p> <p>(略)</p> <p>第97条の4 開通システム又は<u>USIMカード</u>の機能及びその他の提供条件の追加等の情報</p> <p>(略)</p> <p>第4表 その他の費用</p> <p>第1 <u>USIMカード</u>の利用に係る費用</p> <p>第1章 総則</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>契約者回線</td> <td>当社の4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて当社又は特定事業者の無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中継交換機</td> <td>4G通信サービス又は5G通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	契約者回線	当社の4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて当社又は特定事業者の無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	(略)	(略)	中継交換機	4G通信サービス又は5G通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの	<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第3節の3 <u>3Gチップ</u>の利用に係る費用の支払義務</p> <p>第67条の3 <u>3Gチップ</u>の利用に係る費用の支払義務</p> <p>(略)</p> <p>第97条の4 開通システム又は<u>3Gチップ</u>の機能及びその他の提供条件の追加等の情報</p> <p>(略)</p> <p>第4表 その他の費用</p> <p>第1 <u>3Gチップ</u>の利用に係る費用</p> <p>第1章 総則</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>3G通信サービス</u></td> <td><u>当社の3G通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式はDS-CDMA方式に限ります。)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>契約者回線</td> <td>当社の<u>3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款</u>及び5G通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて当社又は特定事業者の無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中継交換機</td> <td><u>3G通信サービス、4G通信サービス</u>又は5G通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	<u>3G通信サービス</u>	<u>当社の3G通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式はDS-CDMA方式に限ります。)</u>	(略)	(略)	契約者回線	当社の <u>3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款</u> 及び5G通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて当社又は特定事業者の無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	(略)	(略)	中継交換機	<u>3G通信サービス、4G通信サービス</u> 又は5G通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの
用 語	用 語 の 意 味																												
(略)	(略)																												
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																												
(略)	(略)																												
契約者回線	当社の4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて当社又は特定事業者の無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																												
(略)	(略)																												
中継交換機	4G通信サービス又は5G通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの																												
用 語	用 語 の 意 味																												
(略)	(略)																												
<u>3G通信サービス</u>	<u>当社の3G通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式はDS-CDMA方式に限ります。)</u>																												
(略)	(略)																												
契約者回線	当社の <u>3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款</u> 及び5G通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて当社又は特定事業者の無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																												
(略)	(略)																												
中継交換機	<u>3G通信サービス、4G通信サービス</u> 又は5G通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの																												

直取パケット交換機	4G 通信サービス又は 5G 通信サービスにおいて、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの
(略)	(略)
移動無線装置	当社の 4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
(略)	(略)
<u>USIM カード</u>	<u>4G 通信サービス契約約款に規定する 4G チップ(r)</u> であって、当社が定める仕様により接続申込者に貸与するもの

第 3 章 協定の締結手続き等

第 5 節の 2 開通システム等の利用の申込み

(開通システム等の利用の申込み)

第 28 条の 2 接続申込者は、当社に対し、別表 1 に規定する MVNO 回線管理機能の利用のために開通システム(MVNO サービス契約に係る、当社の電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステムをいいます。以下同じとします。)又は USIM カードの利用の申込みを、当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

2 前項の場合において、当社は、接続申込者が開通システム又は USIM カードの利用を開始する前に、接続申込者と利用の条件その他の個別事項を含む契約を締結します。

第 8 章 重要通信の取扱方法

(相互接続通信の切断等)

第 56 条 当社は、4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定に準じ、相互接続通信を切断することがあります。

(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)

	の
直取パケット交換機	<u>3G 通信サービス</u> 、4G 通信サービス又は 5G 通信サービスにおいて、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの
(略)	(略)
移動無線装置	当社の <u>3G 通信サービス契約約款</u> 、4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
(略)	(略)
<u>3G チップ</u>	<u>契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。)</u> その他の情報の <u>小型記憶装置</u> であって、当社が定める仕様により接続申込者に貸与するもの

第 3 章 協定の締結手続き等

第 5 節の 2 開通システム等の利用の申込み

(開通システム等の利用の申込み)

第 28 条の 2 接続申込者は、当社に対し、別表 1 に規定する MVNO 回線管理機能の利用のために開通システム(MVNO サービス契約に係る、当社の電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステムをいいます。以下同じとします。)又は 3G チップの利用の申込みを、当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

2 前項の場合において、当社は、接続申込者が開通システム又は 3G チップの利用を開始する前に、接続申込者と利用の条件その他の個別事項を含む契約を締結します。

第 8 章 重要通信の取扱方法

(相互接続通信の切断等)

第 56 条 当社は、3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定に準じ、相互接続通信を切断することがあります。

(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)

第 57 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、**4G** 通信サービス契約約款及び **5G** 通信サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、**4G** 通信サービス契約約款及び **5G** 通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第 10 章 料金等

第 3 節の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務 (ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 67 条の 2 (略)

2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、**4G** 通信サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。

第 3 節の 3 **USIM カード**の利用に係る費用の支払義務 (**USIM カード**の利用に係る費用の支払義務)

第 67 条の 3 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第 28 条の 2(開通システム等の利用申込み)第 2 項に規定する契約に基づき、**USIM カード**の利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときは料金表第 4 表(その他の費用)第 1(**USIM カード**の利用に係る費用)に規定する **USIM カード**の利用に係る費用の支払いを要します。

第 3 節の 4 電話リレーサービス料の支払義務 (電話リレーサービス料の支払義務)

第 67 条の 4 (略)

2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、**4G** 通信サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。

第 4 節 料金の計算及び支払い

第 57 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、**3G 通信サービス契約約款**、**4G** 通信サービス契約約款及び **5G** 通信サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、**3G 通信サービス契約約款**、**4G** 通信サービス契約約款及び **5G** 通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第 10 章 料金等

第 3 節の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務 (ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 67 条の 2 (略)

2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、**3G** 通信サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。

第 3 節の 3 **3G チップ**の利用に係る費用の支払義務 (**3G チップ**の利用に係る費用の支払義務)

第 67 条の 3 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第 28 条の 2(開通システム等の利用申込み)第 2 項に規定する契約に基づき、**3G チップ**の利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときは料金表第 4 表(その他の費用)第 1(**3G チップ**の利用に係る費用)に規定する **3G チップ**の利用に係る費用の支払いを要します。

第 3 節の 4 電話リレーサービス料の支払義務 (電話リレーサービス料の支払義務)

第 67 条の 4 (略)

2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、**3G** 通信サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。

第 4 節 料金の計算及び支払い

(料金の支払い)

第 71 条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、USIM カードの利用に係る費用及び電話リレーサービス料をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 (略)

第 15 章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 97 条 当社は、協定事業者(国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、お客様情報照会書により 4G 通信サービスの契約者に関する情報(協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り。以下「契約者情報」といいます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その提供を求められた契約者情報(その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。)を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者(以下この条において「対象契約者」といいます。)の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者に通知します。

- (1) 対象契約者がその協定事業者の契約者であること。
- (2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。
- (3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに、対象契約者の同意を書面により得ていること。
- (4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」(令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号)等の法令(以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。)を遵守すること。
- (5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務の遂行上支障がないこと。

2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、4G 通信サービス契約約款に定める住所変更等があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。

3 当社は、協定事業者から 4G 通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供

(料金の支払い)

第 71 条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、3G チップの利用に係る費用及び電話リレーサービス料をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 (略)

第 15 章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 97 条 当社は、協定事業者(国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、お客様情報照会書により 3G 通信サービスの契約者に関する情報(協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り。以下「契約者情報」といいます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その提供を求められた契約者情報(その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。)を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者(以下この条において「対象契約者」といいます。)の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者に通知します。

- (1) 対象契約者がその協定事業者の契約者であること。
- (2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。
- (3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに、対象契約者の同意を書面により得ていること。
- (4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」(令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号)等の法令(以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。)を遵守すること。
- (5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務の遂行上支障がないこと。

2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、3G 通信サービス契約約款に定める住所変更等があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。

3 当社は、協定事業者から 3G 通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供

供を求められた場合は、第 1 項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を当社が別に定める方法により提供します。ただし、この場合において第 1 項第 2 号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとします。

- (1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を当社が別に定める方法により提供すること。
- (2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(接続の手続き等に関する情報等の提供)

第 97 条の 2 当社は、接続協議等に関する情報、並びに **4G** 通信サービス及び **5G** 通信サービスに係る営業区域に関する情報並びに別表 2 に掲げる直収パケット接続装置機能に係る網改造料の目安の金額について、接続申込者がインターネットホームページを通じて閲覧できるようにします。

(開通システム等に関する情報等の提供)

第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、**USIM カード**、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額、料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金について、第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として変更したものに限り)及び料金表第 4 表(その他の費用)第 1 に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報、又は料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)2(料金額)に規定する料金額について、第二種指定設備管理運営費、対象設備等の正味固定資産価額及び需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含みます。)に用いた具体的な算定方法(計算式等具

を求められた場合は、第 1 項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を当社が別に定める方法により提供します。ただし、この場合において第 1 項第 2 号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとします。

- (1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を当社が別に定める方法により提供すること。
- (2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(接続の手続き等に関する情報等の提供)

第 97 条の 2 当社は、接続協議等に関する情報、並びに **3G** 通信サービス及び **4G** 通信サービスに係る営業区域に関する情報並びに別表 2 に掲げる直収パケット接続装置機能に係る網改造料の目安の金額について、接続申込者がインターネットホームページを通じて閲覧できるようにします。

(開通システム等に関する情報等の提供)

第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、**3G チップ**、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額、料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金について、第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として変更したものに限り)及び料金表第 4 表(その他の費用)第 1 に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報、又は料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)2(料金額)に規定する料金額について、第二種指定設備管理運営費、対象設備等の正味固定資産価額及び需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含みます。)に用いた具体的な算定方法(計算式等具体

体的な考え方を含みます。)に関する情報並びに第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として第 17 条第 4 項に基づき変更したものに限り)の、変更する前の料金額との原価、利潤及び需要との比率に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。

2 (略)

(開通システム又は **USIM カード**の機能及びその他の提供条件の追加等の情報)

第 97 条の 4 前条及び前々条の規定によるほか、当社は、開通システム又は **USIM カード**の機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報及びふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を、当社が定める方法により協定事業者へ通知することとします。

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条(従量制の網使用料の支払義務)から第 67 条の 3(**USIM カード**の利用に係る費用の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 表 手続費

区 分		単 位	手続費の額
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) MVNO サービス契約に係る回線の登録又は変更手続費	(略)	(略)	4G 通信サービス契約約款に規定する手続に関する料金に相当する額とします。
(5) (略)	(略)	(略)	(略)

体的な考え方を含みます。)に関する情報並びに第 75 条第 2 項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 4 項に規定する精算接続料として第 17 条第 4 項に基づき変更したものに限り)の、変更する前の料金額との原価、利潤及び需要との比率に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。

2 (略)

(開通システム又は **3G チップ**の機能及びその他の提供条件の追加等の情報)

第 97 条の 4 前条及び前々条の規定によるほか、当社は、開通システム又は **3G チップ**の機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報及びふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を、当社が定める方法により協定事業者へ通知することとします。

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条(従量制の網使用料の支払義務)から第 67 条の 3(**3G チップ**の利用に係る費用の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 表 手続費

区 分		単 位	手続費の額
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) MVNO サービス契約に係る回線の登録又は変更手続費	(略)	(略)	3G 通信サービス契約約款に規定する手続に関する料金に相当する額とします。
(5) (略)	(略)	(略)	(略)

第4表 その他の費用

第1 USIMカードの利用に係る費用

区分	単位	形状	料金額	備考
<u>USIMカード</u> の利用に係る費用	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>USIMカード</u> の利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用				

別表1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	相互接続点と当社の 4G 通信サービス契約者回線との間の相互接続通信(通話モードに限ります。)を伝送交換する機能	—
(略)	(略)	(略)
MNP 転送機能	MNPにおいて、当社が移転元事業者となる場合であって、相互接続通信の接続経路を移転先事業者に設定する機能(4G 通信サービス契約約款に定める番号移行の場合を含みます。)	—
メッセージ通信モード接続機能	相互接続点と当社の 4G 通信サービス契約者回線との間の相互接続通信(メッセージ通信モードに限ります。)を伝送交換する機能	—
直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、 4G 特定接続サービスによる通信を直収パケット交換機を介して、当社と特	—

第4表 その他の費用

第1 3Gチップの利用に係る費用

区分	単位	形状	料金額	備考
<u>3Gチップ</u> の利用に係る費用	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>3Gチップ</u> の利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用				

別表1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	相互接続点と当社の <u>3G通信サービス契約者回線又は4G</u> 通信サービス契約者回線との間の相互接続通信(通話モードに限ります。)を伝送交換する機能	—
(略)	(略)	(略)
MNP 転送機能	MNPにおいて、当社が移転元事業者となる場合であって、相互接続通信の接続経路を移転先事業者に設定する機能(<u>3G</u> 通信サービス契約約款に定める番号移行の場合を含みます。)	—
メッセージ通信モード接続機能	相互接続点と当社の <u>3G</u> 通信サービス契約者回線との間の相互接続通信(メッセージ通信モードに限ります。)を伝送交換する機能	—
直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、 <u>3G 特定接続サービス及び 4G</u> 特定接続サービスによる通信を直収パケッ	—

	定事業者が一体的に運用する機能	
5G(NSA 方式) 直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、4G 特定接続サービス及び 5G 特定接続サービスによる通信を直収パケット交換機を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能	—
(略)	(略)	(略)
00XY 自動付与機能	仮想携帯電話事業者が指定する相互接続点と、仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者回線との間の 4G 特定接続サービスによる、電気通信番号(電気通信番号規則別表第 1 号、第 4 号及び第 6 号に規定する電気通信番号に限りです。)に係る通信(通話に限りです。)について、仮想携帯電話事業者が希望する電気通信番号規則別表第 10 号に規定する事業者設備識別番号を自動的に付与する機能	(略)
(略)	(略)	(略)

附則

(略)

附 則(令和 6 年 7 月 18 日 MKS2407160003840001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

	ト交換機を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能	
5G(NSA 方式) 直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、 <u>3G 特定接続サービス</u> 、4G 特定接続サービス及び 5G 特定接続サービスによる通信を直収パケット交換機を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能	—
(略)	(略)	(略)
00XY 自動付与機能	仮想携帯電話事業者が指定する相互接続点と、仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者回線との間の <u>3G 特定接続サービス及び</u> 4G 特定接続サービスによる、電気通信番号(電気通信番号規則別表第 1 号、第 4 号及び第 6 号に規定する電気通信番号に限りです。)に係る通信(通話に限りです。)について、仮想携帯電話事業者が希望する電気通信番号規則別表第 10 号に規定する事業者設備識別番号を自動的に付与する機能	(略)
(略)	(略)	(略)

附則

(略)